

平成22年度東京都農業施策に関する建議

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特徴ある展開がはかられており、食料や緑の生産・供給をはじめ、防災や環境、教育、福祉、うるおいと安らぎの提供など地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。

しかし、農業経営の継続や農地の保全にかかわる様々な課題によって東京都内の農地は減少を続けており、将来にわたるその維持が危ぶまれている。

一方、担い手については認定農業者数が今年度 1,200 人に迫り、さらに同制度に取り組む区市町村の増加と関係機関・団体の取組により、その数は今後さらに増す見込みである。このような、積極的に農業経営の展開をはかろうとする多くの農業者の意欲に応えるため、各区市町村においても厳しい財政事情のなか支援策を確立しようと独自の努力を重ねている。

こうした状況を踏まえ、東京都には魅力あふれる住みよい東京を実現するため、東京の農業・農地を次世代に受け渡すための独自の農業振興施策を構築することが求められている。

よって、東京都におかれては平成22年度農業施策において下記事項を実現し、東京農業の新たな発展がはかれるよう、ここに東京都農業会議第104回総会の総意をもって建議する。

記

1、東京農業・農地保全施策の創設

(1) 都民生活に貢献する東京農業に対する独自の支援施策の創設

潤いのあるまちづくりや環境保全に農業・農地が果たしている多面的な価値を客観的に評価し、農家の経営および農地に対する直接的な支援制度を創設すること。

また、地域の防災に協力する農家が持つ農業用施設・設備等が常時有効に活用できるよう、その改善や保守・点検等に対する支援制度を創設すること。

(2) 農地の利用促進と遊休農地解消

農地の利用促進と農業生産の振興により遊休農地の発生を防止するとともに、地域における遊休農地解消の取組を拡充すること。

また、農地流動化を促進するため、農地利用集積計画により利用権設定を行う場合の「借り手」と「貸し手」の双方に対する支援策を創設すること。

2、東京農業振興対策の推進

(1) 認定農業者に対する支援施策の拡充

地域農業の中核となる認定農業者に対し、農業経営改善計画の実現をサポートする支援体制を強化すること。

また、認定農業者等の担い手に対する支援や営農グループの育成に欠くことができない役割をもつ普及指導員を増員するとともに、試験研究の体制を強化すること。

(2) 農業経営の維持・発展に資する補助事業の拡充

認定農業者等の意欲的な農業経営を支援するため、「魅力ある都市農業育成対策事業」の成果と課題を踏まえ、より柔軟で、幅広い事業・取組を対象とする新たな補助事業を構築すること。

(3) 循環型農業の推進

循環型農業を推進するため、食品残渣等の堆肥化を推進し、耕種農家への供給体制を整備すること。

(4) 遊休農地解消に向けた栽培支援

遊休農地の解消を目的とした小麦・大豆および飼料作物等の栽培に対する支援施策を創設し、さらに生産物の流通促進をはかること。

(5) 新規農業参入者に対する支援

新規に就農しようとする農外からの参入者への支援体制を整備するとともに、農業経営の確立に対する支援施策を確立すること。

(6) 労働力確保体制の確立

農業者の高齢化等に伴う労働力不足への対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、ヘルパーやボランティア、農作業受託組織等と農業者を結ぶ拠点として専属的に対応する「農作業サポートセンター（仮称）」を設立すること。

3、都民の期待に応え、共に育てる農業の推進

(1) 安全・安心な食料の供給と環境保全型農業の推進

安全・安心な農産物を求める都民のニーズに応えるため、低農薬栽培や環境保全型農業を実践する農家に対し、必要な農業資材の導入等に対する支援を行うこと。あわせて農薬飛散防止に取り組む農家に対しては、その技術の導入や資材に対する支援を行うこと。

また、こうした安全・安心な農業生産に取り組む東京農業の姿を広く都民に知らせる啓発を行い、地産地消を推進すること。

(2) 食農教育の推進と学校給食における地場産農産物利用の促進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食農教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

また、学校給食の食材に地場産農産物を供給する農家や団体を支援する仕組みを構築すること。

4、有害鳥獣対策の強化

農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地発生の一つの要因ともなっている有害鳥獣等への被害を防止するため、特に深刻な被害を与えている猿・鹿・猪等を対象とした防護設備への助成を大幅に拡充すること。

また、都市地域で深刻化しているカラス・ハクビシン・アライグマ・タヌキなど都市型の有害鳥獣に対しても防護設備への助成を行うとともに、捕獲・駆除を強化すること。

5、山林・平地林保全対策の推進

水資源の涵養や大気の浄化を行うとともに都市住民に潤いと安らぎをもたらす山林および里山、平地林を対象に、実効性のある緑地保全対策を講ずること。

平成21年3月17日

第104回東京都農業会議通常総会